

75歳以上(一定の障がいのあるかたは65歳以上)のかたを対象とする後期高齢者医療制度のお知らせです。

1 平成27年(2015年)3月31日発行

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行/千葉県後期高齢者医療
広域連合

所在/〒263-0016
千葉市稲毛区天台6-4-3
国保会館内

編集/総務課

電話/043-216-5011

FAX/043-206-0085

E-mail

info@kouiki-chiba.jp

URL

http://www.kouiki-chiba.jp/

ちば広域連合だより

千葉県人口 **6,197,214** 人(平成27年2月1日現在)

被保険者数 **658,437** 人(平成27年1月31日現在)

第**18**号

平成27年度の保険料率は26年度と変更ありません

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で決定します。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年3月31日まで1年間の金額となります。保険料額決定通知書は、お住まいの市(区)町村から毎年7月中旬にお送りします。

年度の途中で新たに被保険者になったとき、年度の途中で被保険者でなくなったときは、月割りで保険料がかかります。

保険料を決める基準である保険料率(「均等割額」と「所得割率」)は2年ごとに見直され、千葉県内で均一です。

【平成26年度・27年度の保険料率】

$$\text{1人当たりの保険料(年額)} \quad (\text{賦課額の上限は57万円}) = \text{均等割額 } 38,700\text{円} + \text{所得割額 } \text{賦課のもととなる所得金額}^{(*)} \times \text{所得割率} 7.43\%$$

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(33万円)を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

所得の低いかたの保険料の均等割額の軽減措置を拡大します

後期高齢者医療制度では、所得の低いかたに対する均等割額、所得割額の軽減があります。

平成27年度から均等割額の2割または5割軽減される対象を拡大します(所得割額については変更ありません)。

①均等割額の軽減

軽減判定所得(現行)

- ①5割軽減基準額
=基礎控除額(33万円)+**24.5万円**×被保険者の数
- ②2割軽減基準額
=基礎控除額(33万円)+**45万円**×被保険者の数

軽減判定所得(改正後)

- ①5割軽減基準額
=基礎控除額(33万円)+**26万円**×被保険者の数
- ②2割軽減基準額
=基礎控除額(33万円)+**47万円**×被保険者の数

軽減の基準	軽減割合	軽減後の均等割額
下欄8. 5割軽減に該当し、世帯内の被保険者全員の所得が【0円】であるとき(公的年金等控除額は80万円として計算)	9割	3,870円
世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が【33万円】を超えないとき	8.5割	5,805円
世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が【33万円+26万円×被保険者の数】を超えないとき	5割	19,350円
世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が【33万円+47万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	30,960円

※均等割の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

●65歳以上(1月1日時点)のかたの公的年金所得については、その所得から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

《例》単身世帯のかたで、年金収入が200万円の場合

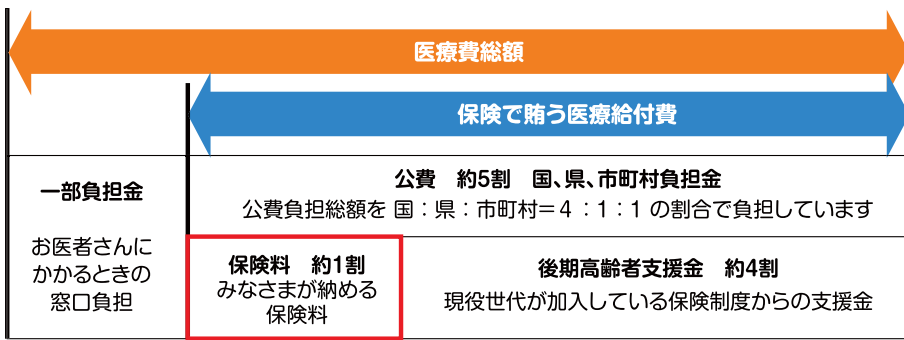
$$\begin{array}{c} \text{200万円} \\ (\text{年金収入}) \end{array} - \begin{array}{c} \text{120万円} \\ (\text{公的年金等控除額}) \end{array} - \begin{array}{c} \text{15万円} \\ (\text{特別控除額}) \end{array} = \begin{array}{c} \text{65万円} \\ (\text{軽減判定の基準額}) \end{array} \Rightarrow \text{2割軽減に該当し、均等割額が減額されます。}$$

②所得割額の軽減

軽減の基準	軽減割合
賦課のもととなる所得金額58万円以下 (年金収入のみのかたの場合：年金収入額が211万円以下のかたが該当します)	5割

お問い合わせ先 **資格保険料課** ☎043-308-6768

後期高齢者医療制度の財政のしくみ



後期高齢者医療制度は、みなさまに納めていただく保険料のほかに国、県、市町村の公費負担、後期高齢者医療制度以外の保険に加入している現役世代からの支援金によって運営されています。

後期高齢者医療制度の被保険者と現役世代の人口構成を考慮し、後期高齢者負担率を2年ごとに見直します。平成26・27年度の負担率は10.73% (約1割) となります。

平成27年度予算の概要

平成27年度の予算概要をお知らせします。

【特別会計予算】

医療費の給付等、保険制度を運営するための収入及び支出は「特別会計」として予算計上しています。

特別会計の予算額は歳入・歳出とも5,262億2,447万円で、26年度当初予算に対して、322億5,212万円、6.5%の増となりました。

歳出予算は、療養給付費4,791億5,573万円、療養費170億7,825万円、高額療養諸費214億797万円で、これらの費用が全体の98.4%を占めています。被保険者数の増加と一人当たり医療費の増加などが見込まれるため、26年度当初予算に比べると315億7,765万円、6.5%の増となりました。

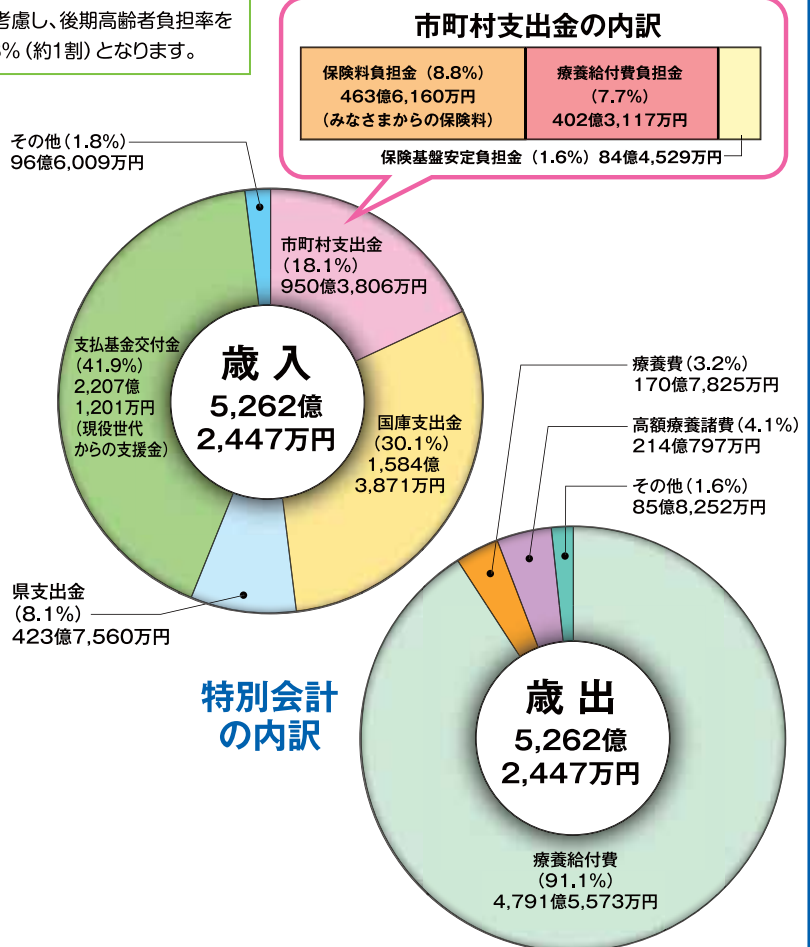
また、「生活習慣病等の早期発見のため市町村に委託し実施している健康診査」及び「市町村が行う高齢者の健康づくりのための事業費の一部助成する費用」などを保健事業費として、26年度に対して1億6,030万円、8.2%増の21億343万円を計上しました。

【一般会計予算】

広域連合の運営に必要な事務費や人件費についての収入及び支出は、「一般会計」として予算計上しています。

一般会計の予算額は歳入・歳出とも47億8,250万円で、26年度当初予算に対して2億6,243万円の増となっています。

※特別会計及び一般会計の予算の詳細内容は、広域連合ホームページをご覧ください。広域連合までお問い合わせください。



還付金等詐欺が多発しています!!

広域連合・市(区)町村・金融機関などの職員を名乗り、「還付金があります」などかたり、お金をだまし取ろうとする事件が多発しております。少しでもおかしいと感じたら、広域連合、お住まいの市(区)町村窓口、最寄りの警察署等にご相談ください。

ATMの操作をお願いすることは絶対にありません!

ATMを操作しても、医療費等は還付されません!

教えられた電話番号には電話しない!

口座番号、暗証番号などの個人情報は教えない!

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

健康診査を受診しましょう

生活習慣病やその傾向があるかたを早期に発見し、予防や早期治療につなげていくことで被保険者の健康を保持・増進することを目的に健康診査を実施します。

広域連合では、健康診査を市町村に委託して実施しており、毎年度1回、お住まいの市町村で受診することができます。

実施方法及び実施期間は、市町村によって異なりますので、お住まいの市町村からの健康診査のご案内をご確認いただくか、健診担当窓口までお問い合わせください。

健康診査の検査内容

※広域連合で定めた健診項目は窓口負担なしで受診できます。市町村が別に実施しているがん検診や独自の検診は、窓口負担が必要となる場合があります。

基本的な健診項目（全員に実施される項目）

検査項目	検査の目的	検査の内容
診察	自覚症状や他覚症状を診る	視診、触診、聴打診
	現在の健康状態や生活習慣病の治療状況、生活習慣を知る	問診(服薬歴、飲酒・喫煙・食事・運動・睡眠等生活習慣)
	肥満度の指標であるBMIを計算	身長、体重の測定
	高血圧を判定	血圧測定
血液検査	脂質異常症の発見の手がかり	中性脂肪、LDLコレステロール、HDLコレステロール
	肝臓機能を調べる	AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP)
	糖尿病の発見の手がかり	血糖(空腹時血糖、若しくはHbA1c)
尿検査	腎臓機能を調べる	蛋白
	腎臓、尿管、膀胱、尿道などの状態を調べる	潜血
	糖尿病の発見の手がかり	糖

詳細項目（一定の基準を満たし、医師が必要と認めた場合に実施）

検査項目	検査の目的	検査の内容
心電図検査	心臓機能を調べる	12誘導心電図
貧血検査	貧血を判定	赤血球数、色素量(ヘモグロビン値)、ヘマトクリット値
眼底検査	網膜の血管の状態を調べる	眼底検査

窓口負担は
ありません



ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進にご協力ください

広域連合では、みなさまのお薬代の軽減に役立つよう、ジェネリック医薬品の普及促進を行っています。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後にその有効成分を使用して作られる安価なお薬の事です。研究開発のコストを抑えることができるため、薬の価格は先発医薬品と比較し、2割から7割(平均して半額)に設定されています。

ジェネリック医薬品の安全性や効き目は？

厚生労働省が厳しく審査を行い、効き目や安全性、品質など先発医薬品と同等であると確認されたものだけが販売を承認されています。

ジェネリック医薬品は先発医薬品と同等の品質が確保されており、効き目や安全性については、十分に検証されているものだけが対象となっております。

ジェネリック医薬品を処方してもらうには？

まずは、かかりつけの医師や薬局の薬剤師に相談してください。ただし、すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が製造販売されているわけではありません。また、体質などによりジェネリック医薬品に切り替えられないこともあります。

ジェネリック医薬品利用差額通知を送付しています

広域連合では、次の条件すべてに該当するかたに、お薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額をお知らせしています。

1. 生活習慣病や慢性疾患等のお薬を服用されているかた
2. ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月あたりの自己負担軽減額が概ね200円以上のかた
3. 外来診療によりお薬を受け取っているかた

通知書の自己負担相当額は次の事に留意してご覧ください。

1. 自己負担相当額はお薬にかかった金額のみです。実際の支払額には、調剤料等が含まれていることがあります。
2. ジェネリック医薬品は、1つの先発医薬品に対して複数存在する場合があります。価格も違うため実際の軽減額に幅がありますので目安としてください。
3. 病院でお薬を受け取る院内処方から、薬局でお薬を受け取る院外処方になると、処方せん料等が加算されるため、実際の支払額が高くなる場合があります。
4. ジェネリック医薬品に切り替えるとお薬代が安くなる可能性があることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

広域連合公式ホームページをリニューアルします

千葉県後期高齢者医療広域連合の公式ホームページが4月1日(水)から、新しく生まれ変わります。また同時に携帯サイトも新たに開設します。

今回のリニューアルでは、全てのみなさまがより見やすく、快適に利用できるサイトを目指し、デザイン・構成を一新するとともに、障がいをお持ちのかたなどにも配慮した設計をしました。

ホームページアドレス

【パソコン、スマートフォン用】

「<http://www.kouiki-chiba.jp/>」

【携帯端末用】

「<http://www.kouiki-chiba.jp/mobile/>」



新しいホームページの主な特徴は、つぎのとおりです。

- 利用者が求める情報に素早くかつ簡単にたどりつけるように、情報分類を見直しました。また閲覧者の目的に合わせたテーマ別のトップページを新たに設けることで、より見やすくしました。
- 文字の拡大や背景色の変更など障がいをお持ちのかたにも配慮した設計にしました。
- スマートフォンや携帯端末からも閲覧できるようになりました。※リニューアルにともない、一部ページのアドレスが変更となります。「お気に入り」「ブックマーク」などに登録されている場合は、新しいホームページアドレスへの変更登録をお願いします。



QRコード

QRコードから読み取る(4月1日から接続できます)カメラ付き携帯でQRコードを撮影すると、広域連合ホームページアドレスが表示され、アドレスをクリックするだけで簡単にホームページへアクセスできます。

お問い合わせ先 **総務課** ☎043-216-5011

第1回広域連合議会定例会が開催されました

2月9日に、平成27年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

定例会では、広域連合長が提出した「行政手続条例の一部を改正する条例」や「平成26年度一般・特別会計補正予算」及び「平成27年度一般・特別会計予算」など議案10件が審議され、全て原案のとおり可決されました。

一般質問には3人が登壇し、後期高齢者医療制度と広域連合の事業についての質問が行われました。



第1回定例会の議案と議決結果 (会議録は、3月末にホームページに掲載予定です。)

議案第1号 副広域連合長の選任について【同意】

岩田利雄氏(東庄町長)を副広域連合長に選任するもの

議案第2号 行政手続条例の一部を改正する条例の制定について【原案可決】

行政手続法の一部改正に伴い、同法の趣旨に沿った必要な措置を行うために改正を行うもの

議案第3号 個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について【原案可決】

番号法の制定に伴い、同法の趣旨に沿った必要な措置を行うために改正を行うもの

議案第4号 情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について【原案可決】

番号法によるマイナンバー制度実施に関し、「特定個人情報保護評価」を審査会の所掌事務に追加するために改正を行うもの

議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【原案可決】

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ職員の給与改定を実施するために改正を行うもの

議案第6号 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について【原案可決】

保険料軽減の特例措置を継続するため、条例の有効期限を平成28年3月31日まで延長する改正を行うもの

議案第7号 平成26年度一般会計補正予算(第2号)【原案可決】

議案第8号 平成26年度特別会計補正予算(第2号)【原案可決】

議案第9号 平成27年度一般会計予算【原案可決】

議案第10号 平成27年度特別会計予算【原案可決】

(議案名中の「千葉県後期高齢者医療広域連合」は省略)

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿(議員定数54名) (平成27年2月9日第1回定例会現在)

市町村名	議員名
旭市	林 七巳
我孫子市	佐々木豊治
市川市	荒井 正
一宮町	竹内 清海
市原市	袴田 忍
印西市	竹内 直子
浦安市	金丸 和史
大網白里市	宝 新
大多喜町	一色 忠彦
御宿町	野中 真弓
勝浦市	日暮 栄治
香取市	岩瀬 洋男
勝ヶ谷市	田代 一男
鎌ヶ谷市	松澤 利文
鴨川市	辰野 武人
木更津市	岡田 壽彦
君津市	安藤 敬治
九十九里町	浅岡 厚
神崎町	伊藤 茂明
山武市	實田 久元
佐倉市	大澤 義和
栄町	清宮 誠
酒々井町	越川 哲
白子町	小早稲 賢一
芝山町	石田 謙一
白井市	幸正 純治
匝瑳市	佐瀬 公夫
袖ヶ浦市	塚本 幸子
多古町	加瀬 芳廣
館山市	本橋 亮一
千葉市	宇留間 又衛門
銚子市	加瀬 竹二
長生村	門口 昭
長南町	丸 敏光
東金市	石田 明
東庄町	宮崎 正吾
富里市	鈴木 英吉
長柄町	山根 義弘
流山市	海老原 功一
習志野市	谷岡 隆
成田市	飯島 照明
野田市	鈴木 有
富津市	鈴木 幹雄
船橋市	池沢 敏夫
松戸市	大井 知敏
南房総市	青木 建一
陸奥町	今関 澄男
八千代市	中田 眞司
八街市	緑川 利行
横芝光町	川島 富士子
四街道市	清水 清子

※市町村名は五十音順
◎は議長 ○は副議長

お問い合わせ

千葉県後期高齢者医療広域連合

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土・日、祝日、年末年始を除く)

- 本誌、広域連合の運営について 総務課 ☎043-216-5011
 - 議会について 議会事務局 ☎043-216-5011
 - 保険料、被保険者の資格について 資格保険料課 ☎043-308-6768
 - 保険給付、保健事業について 給付管理課 ☎043-216-5013
- 各課共通 FAX 043-206-0085

お問い合わせの際に、間違い電話になってしまうケースが増えております。番号の押し間違いのないようお願いいたします。